



令和2年5月28日

豊川市政記者クラブ加盟社 各位

令和2年度都市計画税の税率を「0.3%」から「0.2%」 へ引き下げます。

豊川市では、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により厳しい状況に置かれている納税者に対し、令和2年度に限り都市計画税の税率を引き下げ、市民生活の支援及び地域経済の活性化を図ります。

1 制度概要

(1) 対象となる方

令和2年度固定資産税・都市計画税のうち都市計画税を課税（市街化区域に土地・家屋を所有する）されているすべての納税義務者が対象となります。

(2) 制度の内容

令和2年度の都市計画税に限り、税率を0.3%から0.2%に引き下げます。

(3) 対象者及び影響額

対象者数は59,980人、影響額は754百万円になります。

※なお、本制度は市議会での議決が前提となります。

【お問合せ先】

課税に関すること 総務部資産税課 小野・加藤・小田 TEL:0533-89-2130
納税に関すること 総務部収納課 佐野・辻 TEL:0533-89-2268